

組合員の皆様へ

常陸太田市山下町3889

常陸農業協同組合

理事の構成要件に関するご案内

寒冷の候、貴殿におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃よりJA事業につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年4月1日に農協法が改正され、理事の構成について新たな要件が追加されました。

この改正は、農業所得向上に向け、認定農業者だけでなく認定農業者に準ずる者も含め積極的に幅広く担い手の理事登用を行い、戦略的な事業運営を展開するためJAの自主性・地域の特性を生かし、多様な理事の登用によるガバナンス強化を図る必要があるためです。

それらを踏まえ、当JAでの理事構成については、次の要件に沿って行います。

JA常陸の取り組み方針としては、

認定農業者だけでなく認定農業者に準ずる者も含め積極的に幅広く担い手の理事登用を行うため、下記の要件を採用します。



理事の定数は

6/10以上が【認定農業者】、【認定農業者に準ずる者】、【実践的能力者】かつ、

3/10以上が【認定農業者】、【認定農業者に準ずる者】

<認定農業者とは>

市町村が定める一定程度の農業所得や規模を満たす、もしくは目指す者で市町村の認定を受けた農業者をいいます。

<認定農業者に準ずる者とは>

- イ. 認定農業者である法人の重要使用人
- ロ. 認定農業者 OB
- ハ. 認定農業者の親族
- ニ. 認定就農者
- ホ. 集落営農の役員
- ヘ. 国・地方公共団体の計画に位置づけられた中心的農業者と、その親族
- ト. 指導農業士
- チ. 基本構想水準到達者とその親族
- リ. 生産部会の代表

<実践的能力者とは>

JA 常陸としては経営者としての適任性を前提として、下記のいずれかの基準を満たす者を実践的能力者と位置づけます。

1. JA または子会社、中央会・連合会の常勤役員としての経験を2期以上有する者。
2. 農業協同組合及び農業協同組合関連団体の管理職としての経歴が9年以上の者、又は農協監査士の資格を有しその実務経験が3年以上の者。
3. JA が行っている事業と同種の事業を行っている他法人等の常勤役員としての経験が6年以上ある者。